

平成 2 3 年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 縮 減 ）

No	6	府 省 庁 名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
見直し 項目名	I C カード乗車券の共通化・相互利用化のために取得する設備に係る課税標準の特例措置の廃止		
見直し 内容 (概要)	<p>・特例措置の対象</p> <p>2 以上の鉄軌道事業者の経路を利用する者の運賃に関する情報を処理する設備</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>固定資産税：課税標準 3 年間 4 / 5</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第 15 条第 32 項、地方税法施行令附則第 11 条第 43 項 地方税法施行規則附則第 6 条第 60 項 〕		
増収 見込額	+ 1 1 (1 1) (単位：百万円)		
廃止 又は 縮減の 理由	新規事業者の共通 I C カードシステムへの参入が容易なセンターサーバー方式の導入に対するインセンティブを与えることを政策目的としているところ、2 2 年度の名古屋圏での導入以降センターサーバー方式導入の見込は無く、その役目を終えたと考えられるため、廃止する。		
ページ		6 1	